

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資参入規制	・2020年成立のオムニバス法（雇用創出法）は、各種規制を緩和し、外資呼び込みを謳いながら、一方で、規制の強化が見受けられる。例としては、許可された業種の附番である「標準産業分類（5桁の番号）」毎に必要な最低投資額が100億ルピアとされているところ、従来は「上2桁毎に100億ルピア」とされていたが、今回「上4桁毎に100億ルピア」と変更されたことで、初期投資が増加する事態となっている。	継続	・外国投資が促進される様、最低投資額の引き下げを望む。 ・過去の許認可は制度変更後も引き継がれるはずですが、既存の投資済企業について、追加投資を求めない旨、尼政府からの明確な通知を求める。	・投資調整庁規則2021年4号12条3項
2	日機輸	無理な国産化（現地調達化）の要請	・国内製造業者が限定的であるにもかかわらず、過度・非現実的な現地調達化が数字設定され、未達の際にはペナルティ規定あり。また、本来法令上、輸入税免除を受けられるアイテムが、現地調達品要求により輸入免除を受けられない事態も発生。 入札規定に於いて、遵守が義務付けられているローカルコンテンツ遵守のため、結果として割高な設備仕様となり、競争力の発揮が困難。 また、ローカルコンテンツ遵守に向けての自己査定、評価、モニタリング、最終評価等、複雑な管理が求められる。	継続	・現実的かつ手順を踏んだ現地化の要請。	
3	日機輸	無理な国産化（現地調達化）の要請	・過度な現地調達化要請にて、頻繁且つ手続きの長期化、また輸入枠の強引な抑制（半減や1/3程度しか枠がもらえずなど）が行われている。これらは製造業より輸入業者（商社）に対し特に目立った行為。 特に商業大臣令第20号の施行による輸入ライセンス申請方法変更に関し、輸入枠の大幅な削減とともにライセンス承認遅延で大混乱がおこった。 新規施行時の政府関係省庁間での調整不足・運用面の準備不足による問題発生頻度が高く継続的な懸念となっている。	継続	・現実的且つ手順を踏んだ現地化の要請。	・インドネシア2021年政令第28号 ・商業大臣令第20号
4	日機輸	ローカルコンテンツ法令の画一的な適用	・円借款を含むODA資金を活用した入札案件では、公正な国際競争入札保護の観点から、ODA供与機関のガイドライン上、往々にして借入国のローカルコンテンツ（現地調達化）法令の適用が認められていない。 インドネシアでも過去のODA案件ではローカルコンテンツ法令の適用は柔軟に検討されており、ODA供与機関のガイドラインに抵触する場合は適用免除になるなどしていたが、昨今、計画中のODA案件に対し当該法令を厳格に適用するよう政府方針が出ていると伺っており、ODA供与機関とインドネシア政府間でその整理に時間を要し、塩漬けとなっている案件がある。	継続	・ローカルコンテンツ法令の柔軟な運用をお願いしたい。	
5	製薬協	国内調達法（TKDN規制によるローカルコンテンツ要求）	・2020年5月29日に産業省“MOI”が医薬品への国内調達率/TKDN（現地調達率）の適用/計算法に関するガイドラインで国内調達推奨について加重率を明確にした。API(32.5%)、その他原料(17.5%)、R&D(25%)、製造(15%)、包装(5%)等。一方で、医薬品に関してはAPIの国内調達が課題であり、今後も比率を上げるのは難しい。また製剤輸入の場合は全く加点できない。内資の後発品メーカーがTKDNを取得した場合、その製品がBPJSで採用され、TKDNを取得していない製品は外資先発品でもBPJSから外される。即ち、内資優遇材料である一方で、外資にとって市場参入の障壁となっている。	継続	・内資優遇材料になり得る点は課題で、インベティブな医薬品の輸入薬としての価値の適正評価等を踏まえた産業省の国内調達法の見直しを要望する。	・MOI Regulation No.16 of 2020 on the Provisions and Procedures for the Calculation of Local Content Level ('TKDN') of Pharmaceutical Products)
6	日機輸	国内調達法（TKDN規制によるローカルコンテンツ要求）	・地場の製造業支援施策として実施されている国産化率（TKDN：Tingkat Komponen Dalam Negeri）規制により、“42”以下のデジタルTVがローカルコンテンツ要求対象となっている。 対象モデル輸入のため、認可当局SDPPI（Direktorat Jenderal Sumber Daya Dan Perangkat Pos Dan Informatika＝通信情報省 情報通信資源規格総局）による認証取得を行う必要があり、認証取得の負担も大きく、コスト増加も含め競争力阻害要因となっている。 なお、2020年8月28日に施行された、特定物品の輸入規制に関する商業大臣規程の改正にて、一部輸入製品の商業省への事前オンライン（INATRADE）申請手続きおよび輸入承認の取得が義務化され、2023年10月9日に商業省令36により、液晶テレビ、オーディオ製品、及びカメラ製品、の一部品目が輸入承認検査のポストボーダーからボーダー検査、及び事前オンライン申請の対象品目への拡大が発令され、2024年3月10日施行へ向けて当局の準備が進められている。	変更	・ローカルコンテンツ比率規制、船積前検査、或いは特定品目の輸入規制を撤廃して頂きたい。 ・また、拡大対象品目の事前オンライン申請開始に関して、今後拡大の際には当局の申請行程のスムーズな導入説明および充分な準備期間を踏まえた通知を引き続き徹底して欲しい。	・TKDN、SNI(Standar Nasional Indonesia＝インドネシア国家規格)、通信情報省規程2019年4号および産業省規程2018年15号 ・商業大臣規程2020年78号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	電機工	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・ローカルコンテンツによる自国産業振興目的の過度な国産化要求による参入障壁、手続きの複雑化。	継続	・規制緩和。	
8	医機連	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・各国での国産優遇の政策により、ローカルサプライヤーが競合他社と比較して入札が困難になったり、薬事承認に差が出ないようにしていただきたい。	継続	・内外問わず公平な競争が可能となるよう当局への働きかけを行って頂きたい。	
9	日機輸	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・インドネシア政府は、以下の政策により国産投資を推進している。 －すべての政府調達においてインドネシア付加価値率40%以上を満たす物品のみの調達を義務づける。2023年中に国産品の割合を95%にすることを目指す方針である。 －政府調達に加え民需も含めた生産投資を保護誘導する”商品バランス制度”を導入した。インドネシア国内総需要を政府が掌握・管理し、国産品を優先して需要に割り当て、残りを輸入枠として輸入許可している。2023年からカラープリンタ・複合機・コピー機が輸入枠の対象製品に加えられた。これを受け、カラープリンタ・複合機・コピー機の輸入許可の制限が更に加わることが懸念される。	継続	・規制（輸入枠による輸入制限）の撤廃して頂きたい。	・大統領令No.12/2021 公共物品・サービス調達に関する規定 ・大統領令No.32/2022 国家商品バランスシステムと輸出入承認
10	医機連	輸入医療機器のEカタログからの購買凍結	・2020年6月ごろより、政府系購買プラットフォームである、E-カタログから輸入医療機器の購買を凍結。海外製品生産の多い当社の場合、販売に影響が出る。 (https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/52a23fa8eefe7aff.html)	継続	・輸入製品でも以前の様にE-カタログ上で取引が出来るように、規則を戻して欲しい。	・政令2018年第29号 http://jdih.kemenperin.go.id/site/baca_peraturan/2426
11	日機輸	国営企業への予算配分	・PT. PLN（国営電力公社）等の国営企業は、政府方針に基づき中長期的に設備投資計画を進めているが、エネルギー政策や国営企業への政府補助金に関する政府方針の変更に伴い、推進対象から外れた既存案件（建設中）への予算が十分に確保されず、当該案件に携わる民間企業に対し、客先である国営企業の不払いが度々発生している。 また、当該政府方針変更に伴う既存案件の建設期間・コストへのインパクトを民間企業で吸収させようと、客先の国営企業が契約条件外の理不尽な要求をすることも多い。	継続	・既存案件が円滑に履行できるよう、国営企業への適切な予算配分をお願いしたい。 ・既存案件に影響出る場合には、民間企業にしわ寄せされることがないように、契約に則った対応を国営企業他に指導頂きたい。	
12	日鉄連	同国船会社および保険会社起用義務付け	・2017年10月26日、2018年4月26日以降、石炭・米・パーム原油の輸出にインドネシアの船会社および保険会社を義務付ける旨の政令を発行。保険会社に関しては2019年2月から運用開始。船会社に関しては複数回に亘り運用開始が延期されていたが、2020年5月から運用開始。 但し、規制対象船型が15千DWT以下とされたことから、日本の鉄鋼・電力向け石炭輸送に支障は出ていない。 一方、本規則は国際貿易慣行に反しており、EPA等の政府間協定に反するとして、日本政府（国交省）は複数回インドネシア政府に撤回を要請しているが、現時点では撤回されていない。	継続	・規制の撤廃。	・商業大臣令82号
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	インド産掘削用建機の関税5%発生	インドネシア向けに輸出される油圧ショベルは、日本・タイ・中国産の関税は掛からない。また、インド産のダンプも関税ゼロだが、油圧ショベルに関しては5%の関税が発生する。	新規	インド産油圧ショベルの関税をゼロにして欲しい。	
2	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2011年6月24日、冷延鋼板類に対するアンチダンピング調査を開始。対象国は日本を含み、韓国、台湾、中国、ベトナムの5カ国・地域。 －2013年3月19日、財務省が対象5カ国・地域すべてをクロとし、5.9%～55.6%のアンチダンピング税を3年間賦課することを最終決定。輸入HSコード分類上は区別できないが、日本から輸入される調査対象の冷延鋼板の多くは自動車、電機・電子向け産業に使用され、品質および供給量において国内生産される冷延鋼板とは異なり同種の製品ではないことから、国内産業へ損害を与えていないとする日本側の主張は一切考慮されていない。 －2014年4月17日、Interim Review（中間見直し）を開始。 －2014年12月22日、財務省が一部の品種をアンチダンピング税賦課対象か	継続	・措置の撤廃。 ・適用除外措置の設置。	・インドネシア政府規程34号(アンチダンピング法)

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ら除外することを最終決定。 -2015年9月4日、サンセット見直し調査を開始。			
3	日鉄連	セーフガード措置の濫用	・2011年以降、多数の鉄鋼製品に対するセーフガード措置を発動。具体的には線類（2011年3月23日、賦課開始）、鋼線（2012年11月20日、賦課開始）、オイル・ガス掘削用継目無鋼管（2013年8月6日、賦課開始）、非合金アルミ・亜鉛めっき鋼板（2014年7月5日、賦課開始、2017年1月18日、延長調査開始）、線材（2015年8月18日、賦課開始）、合金形鋼（2015年1月21日、賦課開始、2022年12月2日、1年目17%、2年目16.75%のセーフガード税賦課の2回目の延長）。 日本以外の他国からの輸入急増に対抗する措置と思われるところ、日本が巻き込まれる安定的な貿易環境の維持の障害となっている。	継続	・セーフガード措置乱用の中止。	・インドネシア政府規程34号(セーフガード法)
4	自動部品	JIEPAの遡及申請不可	・JIEPAの申請は通関時に提出が必須になっている。日本側では書類の準備に時間が掛かるため、航空便では適用申請が事実上不可になっている。金型等を航空便で送付しているが間に合わないため断念している。	継続	・他国EPAでは6か月～1年間遡及申請できるようにしているので遡及制度を検討して欲しい。	・JIEPA
5	印刷機械	EPA特惠関税適用の事務負担	・お客様からの問合せは定期的にあるが、資料作成のための調査にコストと手間が非常にかかる。また、お客様によっては無償対応が当たり前とのスタンスの方もいらっしゃる。EPA対応ができるからといって販促になるわけではない一方、手間とコスト・時間を考慮した際に輸出側のメリットがほぼない状態となってしまった。	継続	・資料作成や申請のプロセスの簡易化を希望する。	
6	自動部品	原産地証明書要求の増加	・原産地証明書（COO）の要求が増加傾向。EPA管理品目が増えれば、定期的な原産確認の件数も増え、管理体制（人員・システム化など）を見直す必要があると考えている。	変更	・解決済（国際物流WGにて対応中）	
7	医機連	FTAオリジナル書類の送付	・FTAオリジナル書類の送付が必要。輸送金額、供給リードタイムの調整業務が発生。	継続	・電子化（PDF）→日本と同ルール化。	
8	日機輸	免税品への課税制度	・JIEPA（日尼経済連携協定）に規定されたUSDFS（特定用途別免税制度）に関し、2018年1月に工業大臣令3号が公布。一部の内容（USDFS適用期限後6か月経過在庫への一般課税賦課）がEPA協定違反と判断されるものに。現在JJC/大使館にて当地政府関係者と継続協議中。	継続		
9	自動部品	税関のe-CO使用不可	・e-CO（電子原産地証明書）になったのにも関わらず、客先報告では現在もインドネシア税関ではe-COでの確認は出来ないため、客先からPDFでの発行を求められ、未だ発行継続中。e-CO前の作業工程と変わらず、作業時間短縮にはつながっていない。	新規	・他社でも同様の状況であるのか共有頂きたい。	
10	日農工	輸入手続きの煩雑	・インドネシア内ではIron and Steelの輸入については許可が必要だが、1500USD（安全をみて1400に設定）未満であれば許可なく輸入できる。その為、インボイスを細目に刻まなければならない、手間暇が非常に発生している。	継続	・1回のインボイスで50万、100万などで輸入対応可能にして欲しい。	
11	電機工	通関手続の不透明・恣意性	・現地調達の難しい特注品の鉄鋼製品に規制対象HSコードが適用され輸入手続きが煩雑となっている。	継続	・規制緩和。	
12	日機輸	通関手続の不透明・恣意性	・通関手続きに関し、理不尽な査定が下るケースが存在。直近ではインドネシアで法律上認められている免税措置に対し、税務当局による書面での確認書も提示して通関手続きを行ってきたにも関わらず、後日、通関当局からの査察により同確認書は無効として過去の輸入に関し追加納付の指示が出た例あり。同国の税法上、追加納付指示に異論ある場合は、一旦納付に応じた上で別途租税裁判所に還付の申し立てを実施する必要があり、結審・還付までに1年以上かかるため資金繰り上も負担となる。	継続	・通関措置の公正な運用、および租税裁判所での解決期間の短縮化をお願いしたい。	
13	電機工	通関手続の不	・輸入申告時のHSコードに関し、恣意的に関税率の高いHSコードが適用さ	継続	・審査手続きの適正化。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		透明・恣意性	れるケースがある。			
14	日鉄連	船積前検査導入による負担増	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年2月18日、商業大臣令8号により、対象の製品に関しては、2010年12月31日まで輸入者登録と船積み前検査が義務付けられた。 ・2009年6月11日、改正規定である商業大臣21号が発効（自動車、電機・電子、重機、エネルギー、優先レーンの輸入者などは除外）。輸入者による船積み毎の検査費用負担、鉄鋼メーカーによるミルレポートでの実地検査対応が必要となっている。 ・2010年12月28日、商業大臣令54号が公布され、2011年1月1日発効。措置内容は前大臣令21号に準拠したもので、有効期間は2012年12月31日までの2年間の時限措置。直前まで新規規定の公表がなされず、検査の要否判断が不安定な期間が生じた。 ・2012年1月にHSコード体系変更が行われたものの、船積み前検査を義務付ける法令「商業大臣令」が適切に修正されなかったため、従来船積み前検査対象外であった品種（具体的事例として線材）が船積み前検査対象となり通関できなくなった。 ・2012年3月1日、商業大臣規定改正8号が公布、発効。改正令ではAHTN2012に基づいた対象品目リストに変更され（HSコード上では166品目から212品目に増加）、措置期間が3年間延長され2015年12月31日までとなった。時限措置として導入された後、十分な再検証を実施することなく、長期に渡る輸入制限的措置が継続されている。 ・2015年12月30日、商業大臣規定改正113号が公布、発行。措置期間が1年間延長され2016年12月31日までとなった。 ・2016年12月31日、措置終了。2017年1月1日より商業大臣令82号に基づく新制度施行。 ・商業大臣規定2018年110号が公布。 ・2018年12月20日、政令29号の施行規則として商業大臣規定2021年20号が制定。2021年11月15日に発効。 ・2022年5月17日、商業大臣規程2021年20号を修正する商業大臣規定25号が制定。同規定に基づき、鉄鋼を含み、HSコードベースで3,917品目と多岐に渡る商品の需要供給バランスを決定して輸入量を許可する「商品バランス」システムの導入を告示。 ・2023年1月1日、「商品バランス」システムの不具合により、輸入許可を受けられない状態となり、商業省は本システムの稼働を1年延期。 ・2023年12月11日、商業大臣令25号を修正する商業大臣令36号が制定。 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限での措置の撤廃。 ・WTOルールにおける事前公表義務の厳格化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業大臣令8号 ・同 改正令21号 ・商業大臣令54号 ・同 改正令8号 ・同 改正令113号
15	日鉄連	インドネシア語での商品ラベル表示義務	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年12月21日、商業大臣令62号公示。 2010年5月21日、同改正令22号が公布。対象品目の削減（電機・溶融亜鉛めっき鋼板、ティンフリーが除外）、生産工程に必要な原材料は輸入者が申請して、商業省が認めれば対象から除外されることが新たに規定された。中間財として最終製品の原材料に使用される鉄鋼製品を義務対象から除外することで大幅な改善が見られた。 2010年9月1日、改正令22号発効。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・商業大臣令62号 ・同 改正令22号
16	日機輸	赴任者の免税荷物の通関の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・通関にKITAS(滞在許可書)・IMTA(労働許可書)のオリジナルが必要となり、本人到着後荷物受取までに1ヶ月以上かかる。 ・免税通関の回数が船便は1家族1回までとなり、本人初回国後より、3か月以内に通関開始できない場合、全量課税となる。 ・航空便もKITAS、IMTA取得後でなければ免税通関ができない。未取得の場合は課税での通関となる。 ・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 	継続	・左記の制限を緩和して頂きたい。	
17	日鉄連	輸出へのL/C(信用状)決済義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年1月5日、商業大臣令4号公布。石炭・石油・ガス・鉱物等、全43種の輸出について、2015年4月1日よりL/C決済を義務化。 2015年8月31日、商業大臣令67号公布。石油・ガスのL/C決済義務を撤廃。 	継続	・規制の撤廃。	<ul style="list-style-type: none"> ・商業大臣令4号 ・商業大臣令67号
18	日機輸	輸入許可等の不透明・規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国産品優遇政策の強まりに伴い、輸入許可などの規制が強化されており、製造業では工場の操業に関わる問題にまで発展。 2021年に導入された商品バランス制度（商品輸入に際して必要な輸入許可の 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・品質などの問題から国産品では代替が効かない商品が多い現状で、このように輸入規制が強化されると当地の工 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年政令第5号 ・2022年大統領令第32号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			中央集権化するもの)でも、許可の発出が遅れたり、申請枠から大幅に削減された枠のみ許可されるなど相次いでいる。弊社グループでは、製造ラインで使用する工業塩の輸入許可プロセスが大幅に遅れており、操業に関わる重大な問題となっている。		業生産に多大な悪影響となる。一刻も早い是正を求める。	
19	日機輸	輸入許可等の不透明・規制強化	・商業大臣令2023年第36号により、輸入がさらに規制強化され、一部の石油化学品は民間商社による輸入ができなくなる。当社客先である化繊メーカーや自動車用不凍液メーカーの操業に重大な問題を惹起しており、商業省や工業省に陳情しているが、尼政府として抜本的な対応はなされていない。	新規	・輸入の実情を全く反映していない法令であり、即刻撤回を求める。 ・多くの関係者に影響を与える輸入規制が、包括的な議論がなく、大臣令の形でなされるといった、予見性を欠く法制度については是正を求める。	・2023年商業大臣令第36号
20	日機輸	輸入ライセンスの厳格	・特に鉄製品について、輸入ライセンスを持っていない場合、出荷前検査が必要となっており、大変手間がかかる。	継続	・ライセンス条件の緩和。	
21	日機輸	輸入ライセンス制度の活用困難	・政府は製造業者が完成品を輸入することを禁止している。輸入ライセンスを得れば輸入出来るが、申請が全て認められるわけではなく、ジャカルタに出向いて申請する必要があるなど、障壁は高い。	継続	・年度ごとの更新制にするなど、改善が必要。	・Industrial and trade regulation
22	日機輸	輸入ライセンス制度の活用困難	・輸入許可が一社一件の登録になっており、A社は部品の輸入、B社は完成品の輸入件を持っているものの、将来的な製販一体会社の設立検討の際に、大きな障害となる。	継続	・一つの会社で、材料・部品と完成品の両方の輸入許可を持てる様に法令改正が必要。	
23	電機工	税関判断の輸入可否の不明瞭	・適切な輸入ライセンスは持っていても実際の輸入可否は現場の税関の判断によるところが大きい。発電所向けに部品供給ビジネスの展開を考えているが、輸入可否が不明瞭なため、小さい金額・部品の案件から始めざるを得ず、日系企業としての付加価値を出しにくい。	新規		
24	日化協	製造会社(API-P)の輸入転売不可	・製造会社(API-P)には輸入転売が許可されておらず、国内需要への対応が限定される。当社はインドネシアで製造販売しているが、インドネシア国内販売に関し、インドネシア生産分だけでは不足する場合に、関係会社の海外別拠点から手当てして輸入販売したいケースにおいて、現行の許認可では、製造会社(API-P)は輸入転売の許可が認められない。このようなケースでは、顧客に発注先を変更してもらい、輸入販売会社(API-U)を経由させるか、関係会社から直接販売する必要がある。	新規	・製造業者(API-P)でも、自社製品に限り、輸入転売が行えるようにして欲しい。	・輸入許可に関する各種法
25	自動部品	鉄鋼輸入規制	・政府の新しいシステム変更が上手くいかず、2023年1月以降、商社ライセンスの承認作業が停止し、政令改定も依然として目処が立っていないため、鉄鋼製品の輸出入に支障をきたしている。	新規	・商社ライセンスを更新できるよう規制緩和の働きかけをお願いしたい。	
26	日鉄連	鉄鋼・合金鋼に関する輸入規制措置とその頻繁な変更	・2014年6月2日、商業大臣令28号公布。合金鋼の輸入にあたっては、商業大臣が合金鋼製造輸入業者(IP)あるいは合金鋼登録輸入業者(IT)と認定した会社のみ合金鋼を輸入でき、認定を得るためには商業省への申請が必要。また、合金鋼輸入業者(IT)による輸入の際は、その都度、商業省より輸入承認書を取得することも必要。原則として毎回積荷国で船積み前検査を行う必要があるが、4業種(自動車・電機・造船・重機)の合金鋼製造輸入業者(IP)、USDFS(日尼EPAに基づく特定用途免税制度)あるいはその他スキームにより工業検査証明書(SKVI)を保有する合金鋼製造輸入業者(IP)、BM-DTP(関税政府負担便宜)を通じた工業検査証明書を保有する合金鋼製造輸入業者(IP)には適用されない。 -2014年7月2日、商業大臣令28号施行。輸入業者の認定・輸入承認等が5営業日以内に処理されると規定されているにも拘わらず遅延したり、船積み前検査の実施体制整備がなされていないまま運用が開始され、船積み前検査なしの多くの貨物がインドネシアに滞留する事態が発生するなど混乱が生じている。また、輸入承認の際に数量枠が設定され、輸入制限的に運用されている。 -2016年12月31日、措置終了。2017年1月1日より商業大臣令82号に基づく新制度施行。	継続	・措置の撤廃。 ・適用除外措置の設置。 ・手続きの明確化・簡素化。 ・WTO輸入許可手続きに関する協定に整合的な運用。	・商業大臣令28号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
27	日鉄連	鉄鋼・合金鋼に関する輸入規制措置とその頻繁な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年12月16日、従来から実施されていた船積み前検査、合金鋼輸入規制に代わる新制度として商業大臣令82号公布。2017年1月1日施行。2019年12月31日までの時限措置。対象品目はHS72類、73類内に規定されている493品目。商業大臣から輸入承認書を得た会社のみ鉄鋼を輸入でき、輸入承認書の取得には、(a) API-P（製造輸入業者番号）またはAPI-U（一般輸入業者番号）、(b) 工業大臣が発行する技術判断書、(c) API-Uが輸入する場合は販売契約或いは発注証明書、(d) 合金鋼を輸入する場合は鋼材材質証明書（ミルシート）を添付して商業省に申請。また、原則として毎回積荷国で船積み前検査を行う必要があるが、一部品種（線材一部、冷延ステンレス、電磁鋼板、合金鋼ブリキ原板）および自動車、電機/電子、造船、重機（およびその部品産業）、金型産業におけるAPI-P保有会社、またはUSDFS等のスキームの便宜を通じた工業検査証明書（SKVI）を保有するユーザー産業としてのAPI-P保有会社には適用されない。 －2017年1月1日、商業大臣令82号施行。 －2017年9月7日、商業大臣令82号を改訂する商業大臣令63号が制定。 －2018年1月16日、商業大臣令22号が公示・施行。一時は工業大臣が発効する技術的判断書が不要に。 －2018年12月20日、商業大臣令110号が公示。上記技術的判断書が改めて必要書類とされた。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・措置の撤廃。 ・手続きの迅速化および簡素化。 	・商業大臣令82号
28	電機工	中古機械・設備の輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・中古機材の輸入には事前申請が必要、かつ申請期間に長時間を要するため、補修など予定外の緊急時の機材輸入が困難。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の緩和。 ・申請手続きの迅速化、簡略化。 	
29	自動部品	中古機械・設備の輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として製造から20年を超えた設備は輸入禁止となっている。製造中止となっている設備の輸入が必要だったため、20年を超えた設備の特例措置申請を行ったが、日本へ検査員を派遣、検査費用自体も高額で負担が大きく数百万円に上った。20年以上でも現役の設備は多く、メンテナンスすれば使える。人件費上昇が大きいインドネシアに於いて投資は極力抑えたい。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・現在はオーバーホール等で最新の部品に交換し、耐用年数等が向上する場合も多い。 ・製造経過年で制限せずに設備能力を検査で判断するようにして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業大臣規定2018年第118号 ・直接使用会社が輸入可能な中古資本財 20年まで（84,85,88,90類）
30	日鉄連	未加工鉱物輸出規制の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年1月12日、新鉱業法が成立し、5年後に発効の予定。鉱物輸出規制が懸念されており、ニッケル鉱石が対象となった場合、国内フェロニッケル生産者の事業継続性へ重大な影響をもたらすこととなる。結果、国産フェロニッケルを使用するステンレスメーカーへの影響も重大である。2012年5月から輸出関税の課税を開始した。 工業大臣令により実際12年5月からニッケル鉱石の輸出が一時的に（約1ヵ月間）停止した。6月以降は一定の条件を満たす企業は20%の輸出税を払うことを条件に輸出再開可へ（在庫使用により大きな混乱は回避できた）。 －2014年1月12日、新鉱業法のNi鉱石禁輸措置発効。未加工のNi鉱石は輸出禁止へ。 その後、2017年から2022年まで5年間の時限措置として鉱石禁輸が緩和され、一定量の鉱石が再び輸出されたが、2019年9月に緩和期間が2年間前倒しされ、2020年1月より禁輸再開となることが発表。 －2020年1月1日、鉱石禁輸措置の再開。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・規制適用の回避。 	・新鉱業法(鉱物石炭鉱業法)
31	日鉄連	理不尽な石炭輸出禁止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年12月31日、国内発電所の石炭在庫低下に伴い、インドネシア政府(エネルギー・鉱物資源省)が1/1～1/31の間石炭の輸出を停止することを全サプライヤーに通達。 2022年1月20日より、国内供給義務(DMO/以下参照)を果たしているサプライヤーから順に輸出再開の許可が下り初め、1/27を以てほぼ全てのサプライヤーに輸出再開許可が出される。 	継続		
32	日鉄連	石炭生産量上限設定の政府強制	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア政府は毎年、国内向け供給義務を負う各生産者の生産量を把握・調整すべく生産計画の提出を指示。例年は、政府・生産者間での当該生産計画に関する協議が行われるに止まっていると認識しているが、2014年では政府通達による生産量の上限に関する計画遵守の圧力が強まっているとの情報がある。本件は、自由な生産・流通を妨げるような、政府による生産数量上限設定が強制力を持った形で運用される可能性があり、懸念される。 2022年2月28日、各生産者とも、当該生産量上限の25%分の数量を国内向けに供給することが義務付けられている(DMO規制)。 	継続		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
33	日鉄連	石炭輸出への基準価格の設定義務	・2010年9月23日、国際マーケット価格から計算式に基づき決定される石炭基準価格を参考にして、インドネシア鉱山会社が輸出価格を設定することを義務付けた。輸出価格が石炭基準価格を下回る場合には、石炭基準価格をもとに課税する。	継続	・制度の撤廃。	・エネルギー及び鉱物資源大臣令17号
34	日農工	危険品の輸送規制	・バッテリー駆動製品出荷に関して各国輸送規制が厳しく、販売促進のネックになっている。基本リチウムイオンバッテリーは危険品扱いのため、船やエアに関わらず、危険品としての運賃受入やスペース確保が必要。現在は製品に附属のまま危険品コンテナでの輸送（アメリカ）または製品から取り外してバッテリーのみをエア輸送（欧州）等、出荷先によって対応が異なるため、特にFOBは現地側の状況ヒアリングなどが+αで発生している。	継続	・リチウムイオン電池の輸入は各国の規制でやむを得ない点が多いが、今後の世界的な需要を満たしていくために統一ルールなどがあれば対応しやすい。	
35	自動部品	道路・交通インフラの未整備	・高速道路などにおいて慢性的な交通渋滞が発生しており、輸送時間予測が困難であり、それに伴う機会損失や経済損失が大きい。	継続	・迂回路や道路幅や道路整備などインフラの充実。	
36	日機輸	国際物流インフラの未整備	・バタム島の国際物流に関して、シンガポールに頼っている状況。海外輸出には、シンガポールから空コンテナを受け入れ、対象製品が一旦シンガポールに輸送されているが、往復40コンテナで約SGD1,380（片道、シンガポール⇒神戸港より高い）。	継続	・バタムのインフラがもっと充実し、シンガポール経由ではなく世界へアクセス出来るようになることを希望。	
4. 為替管理・金融						
1	JPETA	外貨規制	・国外からインドネシアルピア以外の外貨建て借入を行う場合、対外外貨規制のハードルが非常に高い。実務面で条件を満たすことが非常に難しく、現地企業の資金調達の選択肢が狭まってしまっている状態。	継続	・対外外貨規制の緩和。	
2	JPETA	外貨規制	・国外からインドネシアルピア以外の外貨建て借入を行う場合、対外外貨規制のハードルが非常に高い。実務面で条件を満たすことが非常に難しく、現地企業の資金調達の選択肢が狭まってしまっている状態。	継続	・対外外貨規制の緩和。	
3	日機輸	為替レートの不安定	・外国為替による差益、差損が産業経済、特に外国投資報告に大きな影響を与えている。	継続	・インドネシアー日本政府間の協議による急激な為替変動の抑制。	・Refer to Malaysian Regulation about their Foreign Exchange
4	日機輸	外貨建オフショア債務規制	・2011年10月3日、BI（中央銀行）は「輸出代金及び、オフショア借入資金に関する新規制」を発表。上記規制の中で2012年迄は輸出者が輸入者とネット決済することは可能なるも、2013年からはグロス決済のみ。現在、ネット決済は可能だが、中央銀行に報告する必要がある。	継続	・外貨決済の自由化。	・BI rule
5	日機輸	クロスボーダーのIDR資金取引制限	・現地通貨でのクロスボーダーの資金移動が規制により不可能になっているため、効率的なグループ企業内キャッシュマネジメントができない。USD建てでは可能だが、中央銀行と事前に相談し、報告をする必要がある。	変更	・規制緩和と資金取引の自由化をして頂きたい。	・BI（中央銀行）
6	日機輸	国内取引のルピア使用義務化	・インドネシア中央銀行の通達により、原則として国内取引については全てルピアのみでの決済となり、外貨決済は認められていない。また、法人による給与の海外送金に対しても、中央銀行による規制がある模様。	継続	・給与受取りがインドネシア国内・インドネシアルピアに限定されると外国人就業者の利便性を欠くため、給与の海外送金やインドネシア国内でのUSD等での決済を認めて頂きたい。	
7	日機輸	ルピア為替取引への実需原則適用	・現地通貨ルピア関連の為替取引については実需取引に限定されていることから同一グループのシンガポール金融会社とのルピア関連為替取引が不可能。	継続	・外国為替取引の自由化。	・BI rule
5. 税制						
1	日機輸	現物給付税規定の不明確さ	・2022年年末(12/20)、所得税(現物給付関連)に関する税制改正が施行された。	変更	・細則などの制定をもってより明確に制度範囲を示すことを望む。	・2021年10月29日施行国税規則調和法

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			2023年6月27日付で、財務大臣名で新レギュレーション（2023年規則第66号）が公表され、課税対象アイテム（社有車、教育補助費等）を今期より追加申告が必要だが、特に言及の無い項目も多く、課税対象範囲が不明確であり、他社と足並みをそろえて対応している状況だが、税務局からの指摘を受ける可能性もあり、リスクを抱えている状況。 また、当該新レギュレーションの影響で、過年度に既に納付してしまった分の還付申告を行う手間も発生している。		・また、今回の還付請求手続きのような二度手間が発生しないよう、新制度の導入時に配慮することを望む。	・2022年12月20日発表政令第55号 ・2023年6月27日発表政令第66号
2	JEITA	Consignment 実施における 非関税障壁について	・マレーシア現法によるタイでのConsignmentや、シンガポール現法によるインドネシアでのConsignmentなど、得意先の要望により、海外で在庫を積むことを要求される。 しかし、AECが発足により、ヒト・モノ・カネの自由化を謳いながら、PEの問題であったり、外国企業に対する事業ライセンスであったり、障壁は残っており、各国国内法の整備が追いついていない。その結果、ASEAN域内でのより自由度の高い柔軟な事業展開の足かせになっている。	継続	・AECやFTAといった国際的な枠組みに準拠した各国国内法の迅速な整備。	
3	日機輸	過少資本税制による損金算入の不可	・純資産の4倍を超える借入金部分に対する金利の損金算入が認められていない。2016年1月以降の開始事業年度より適用されている。	継続	・規制緩和または撤廃して頂きたい。	・Ministry of Finance
4	日機輸	統括会社への合算課税のメリット不足	・統括会社を設立しても、グループ会社全体での合算課税のメリットが無い。	継続	・新政権の自由化の流れを受けて、合算課税を実現することで、統括会社設立のメリットを得る。	
5	自動部品	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・税務局の独自判断による必要利益率での課税。開発費等の役務提供の対価性が認められず否認。	継続	・解釈の統一。 ・適切な課税判断。	
6	日機輸	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・インドネシアでの税務調査においては、比較対象企業の比較可能性の欠如や、同国独自の基準でロイヤリティの実存性を判断されるなど、強引な課税が頻発している。	継続	・公正妥当な税務調査の執行を要望する。	
7	日機輸	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・工事履行案件において、租税条約が締結されているにも関わらず、現地PEに帰属しない国外所得に対し、税務当局から追徴課税を受ける事例がある。なお、現地PEに帰属する所得は適切に現地にて納税し、現地PEに帰属しない国外所得は、本邦にて適切に納税している。	継続	・租税条約に基づいた、適切な税務執行を徹底頂きたい。	・日本-インドネシア租税条約
8	JPETA	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・親会社が提供する経営指導、債務保証に対する対価の支払いに関し、インドネシアに所在する子会社においては、すべて配当とみなされ損金処理が認められず追徴課税が発生した。高いコストを払い文書化を遵守しているが、調査段階で深い分析もなく課税されているのが実態と思われる。	継続	・移転価格文書に対する十分な検証プロセスを経た上で、納税者が理解可能な課税説明を頂きたい。	
9	JPETA	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・親会社が提供する経営指導、債務保証に対する対価の支払いに関し、インドネシアに所在する子会社においては、すべて配当とみなされ損金処理が認められず追徴課税が発生した。高いコストを払い文書化を遵守しているが、調査段階で深い分析もなく課税されているのが実態と思われる。	継続	・移転価格文書に対する十分な検証プロセスを経た上で、納税者が理解可能な課税説明を頂きたい。	
10	日機輸	税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性	・税務監査において不合理な内容で高額な追徴を受け、先払いしないと異議申立～税務裁判で大きなペナルティリスクを負わされる上、数年後に裁判で勝訴して還付を受けても経過年月に対する利息は払われない。	継続	・税務署の徴収ノルマを廃止。 ・税務監査プロセスの客観的合理性の確保。	・不明
11	日機輸	理不尽な税務否認	・ロイヤリティー、ブランドフィーなどの否認や移転価格税制で法外な追徴の決定。あるいは非現実的な否認で、多額の資金が凍結される。 不服申し立て、裁判は行いが、長期間の資金が凍結。 税務調査において十分な説明と議論なしにロイヤリティー、ブランドフィー等モノを伴わない取引が税務否認されている。	継続	・本社経理部門より国税庁等に対して現状の説明を行い、国家間の問題に持ち込むべきロビー活動を実施中。 ・十分な説明と議論をした後、公正に判断して欲しい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
12	日機輸	前払い法人税徴収の重い負担及び還付の長期化	・インドネシアでは物品を輸入する際、輸入価格の10%を前払い所得税として納付する必要がある。 業績悪化等により前納した所得税が過払いとなった場合、還付請求ができるが、一般的に還付されるのは申告から1年以上後となるため、企業のキャッシュフローに大きな影響がある。 還付申請の場合は、例外なく税務調査がはじまるため、還付までのキャッシュ拘束期間がより長期化している。	継続	・多額な資金負担となるため、制度を撤廃して頂きたい。	・インドネシア所得税法22条 (PPH22)
13	日鉄連	前払い法人税徴収の重い負担及び還付の長期化	・石炭の輸出に関し、2015年8月8日以降、IUP（鉱業事業許可）事業者に対して、輸出FOB額に一律1.5%の輸出税を賦課。一方、当該輸出税分は法人税から控除できることから、事実上「法人税の前払い」として機能。サプライヤーのキャッシュフローへの影響が懸念される。なお、年度の最終損益が赤字で法人税を納付しない事業者にとっては、当該輸出税負担は純増。 2022年2月28日、2015年時点で導入検討するも、2022年2月現在までの間において、未だ導入されていないことを確認。	継続	・税の撤廃。	・財務大臣令107号
14	日機輸	前払い法人税徴収の重い負担及び還付の長期化	・前年度の納税額相当は毎月予定納税をしているにも拘わらず、輸入に対して2.5%~10%という法外な前払法人税を徴収され、還付請求すれば監査を実施して逆に追徴してくる。	継続	・予定納税制度があるので、前払い法人税は不要。 ・制度廃止を強く要望する。	・所得税法22条
15	日化協	多額の前払法人税、還付の長期化	・当地では、前年度所得をベースに当年度法人税を前払する制度となっているが、前年度比で損益が悪化した場合には、前払法人税額が多額となる。還付には、還付申請→税務調査→税務裁判等のプロセスが必要で、最終的な還付受取まで長期間を要する（最低3年程度。10年というケースも有り）。これにより、資金が眠り、キャッシュフローへ悪影響を及ぼす。 加えて、税務裁判等では最終的に会社側が勝訴できる指摘項目が多い。すなわち、そもそもの指摘が、法的、税務的な合理性に欠けた指摘が多いと思われる。指摘金額が多額になることも、還付に時間がかかることで、同様にキャッシュフローへ悪影響を及ぼす。	継続	・期中に前払法人税の金額をより容易/柔軟に変更可能となる様な制度の導入を要望したい。 ・税務調査においては、合理的な調査や指摘をしてもらえるようにして欲しい。	・法人税法、他各種税法
16	日機輸	不当な税金未還付によるコスト増	・VATの還付申請を行っても、還付されない。現地代理店側でかなりのコスト増となっており、最終顧客向けの当社の価格競争力がなくなっている。	継続	・VATの迅速還付。	
17	日機輸	不当な税金未還付によるコスト増	・インドネシア国内の税收減少に伴う不当な還付否認（税還付申請書におけるミスインプットに対する修正否認、海外への支払いに対する還付否認等）、それに伴う税務コンサルへの費用負担拡大、また内部管理工数の増大。	継続	・税務局への対応強化と妥当な税務判断実施の促進。	・インドネシア税制
18	日機輸	OECDガイドラインよりも厳しい移転価格文書化要求	・マスターファイル(MF)は事業年度終了後4ヵ月以内に作成し、同文書作成日を記載したステートメント・レターを申告書に添付することが規定されており、他国に比べ非常に短期間での作成を要求している。また、言語はインドネシア語でなければならない。	継続	・期間の宥容規定やペナルティが課されないような手当てを要望する。 ・また、言語は英語も可としてほしい。	・財務省規定213号 (PMK-213)
19	日機輸	OECDガイドラインよりも厳しい移転価格文書化要求	・2016年12月に税源浸食および利益移転 (BEPS) のガイドラインが適用され、移転価格文書化に関する新たな財務大臣規則が公布、即日施行された。移転価格文書の作成範囲が拡大されると共に、マスターファイルやローカルファイルの作成期限が、課税年度終了後4ヵ月以内とされた。	継続	・書類準備期間4ヵ月は日本（1年）と比べても著しく短く、特に親会社で作成することになるであろう、マスターファイルについては対応極めて困難。納税者側の状況や実務を考慮した法令の制定・施行を望む。	・2016年12月30日付公布、「OECD税源浸食および利益移転」ガイドライン ・2016年12月30日公布、財務大臣規則「No.213/PMK.03/2016」
20	日機輸	OECDガイドラインよりも厳しい移転価格文書化要求	・インドネシア財務省規則No.213/PMK.03/2016 (PMK-213) においては、一定のインドネシア企業は移転価格文書化規定に従ってローカルファイル・マスターファイル・国別報告事項 (CbCレポート) をインドネシアで提出することが求められている。 ローカルファイル・マスターファイルについては、事業年度末から4ヶ月以内、CbCレポートについては12ヶ月以内に作成することが求められている。	継続	・マスターファイルの4ヶ月以内の提出期限は、他国と同様の12ヶ月以内に延長して頂きたい。	・インドネシア財務省規則 No.213/PMK.03/2016 (PMK-213)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6. 雇用						
1	日鉄連	現地人の雇用義務	・現地に進出する企業は、外国人労働者1人につき、インドネシア人3人の雇用が義務付けられている。	継続	・規制の撤廃。	
2	日機輸	外国人従業員の処遇	・外国人従業員は複数のポジションを兼務できない一方、ローカル従業員には特に制限がない。	継続	・差別をなくして頂きたい。	・インドネシア外務省
3	自動部品	上昇率の高い最低賃金	・労務費増による収益悪化。 2021年に施行した新法（オムニバス法と政令）によって最低賃金の計算方法が見直しされるも、2022年は新たに労働大臣令（2022年第18号：11月制定・施行）にて新たな計算方法が決定された。インドネシア経営者協会等の団体は、オムニバス法など複数の上位法令に反するとの主張によりこの大臣令の撤廃を求め憲法裁判所に提訴している。最低賃金については規定が二転三転とし、長年にわたり迷走が続いてきた経緯があるが、2023年以降も変わらずその決定には混乱が生じている。2024年については州及び市において最低賃金が提示されたが、それに反発する組合等によるデモも度々発生し、デリバリー問題も発生している。	継続	・最低賃金計算方法の見直しは、（今後の選挙を見据えた）政治的背景による影響が大きい。安定した会社経営においては、一貫した政策に基づく法規制の正常且つ早期における整備を強く望む。	・オムニバス法(雇用創出法)
4	自動部品	上昇率の高い最低賃金	・労務費負担増による収益悪化。	継続	・最低賃金上昇の抑制。	
5	日機輸	上昇率の高い最低賃金	・バタム島の2020年最低賃金は月額4.13百万ルピア(約300米ドル)であり、2019年から8.51%の上昇となった。この水準はシンガポール除くASEAN域内諸国と比べて高い水準にある。これまではルピア安が進行したため、米ドルベースの賃金水準は抑えることができたが、近い将来において競争力低下が懸念。	継続	・賃金上昇率を決定する 現行の政令2015年第78号（インフレ率とGDP成長率を足し合わせて計算）の改正を検討頂きたい。	・政令2015年第78号
6	自動部品	賃上げ率の州政府による指示	・2023年に西ジャワ州が企業の動続1年以上の従業員に対して、賃上げ率を6.12-10%で行う通達を発行した。インドネシア国としては最低賃金以外の昇給に関しては企業の判断に委ねられているにもかかわらず、それに反した州政府からの通達は各企業の業績を無視したものであり、弊社にも大きな影響を与えている。	継続	・西ジャワ州通達の撤回。（最低賃金設定以外の昇給・賃上げは企業業績を考慮し各企業が行うべきものであり、行政に共用されるべきものではないと考える）	・労相規定 17年第1号 ・西ジャワ州知事決定2022年561号
7	日機輸	過激な労働組合運動と賃上げ要求	・毎年実施される最低賃金交渉に関して、労働組合の過度なデモ、交渉活動により製造活動を混乱させ、生産性と効率性に悪影響あり。	継続	・年間賃金増分の決定に向けた交渉管理及び仲裁手続の改善。	
8	日機輸	過度な労働組合運動と賃上げ要求	・毎年実施される最低賃金交渉に関して、労働組合の過度なデモ、交渉活動により製造活動を混乱させ生産性と効率性に悪影響あり。	継続	・年間賃金増分の決定に向けた交渉管理及び仲裁手続の改善。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	就労ビザ申請手続きの煩雑・遅延・制限	・就労ビザを申請するためには、インドネシア現地会社側で事前にビザ枠を取得することが必要だが、申請から取得までに約3週間以上かかる場合あり。また、一度に申請出来る枠に限られている為、タイムリーな派遣が出来ない。	継続	・ビザ枠制度の撤廃。 ・ビザ発給手続きのスピードアップ或いは、ビザ不要枠の拡大。	
2	印刷機械	就労ビザの取得の困難	・現地工事で日本から従業員をインドネシアへ派遣する際、専用のビザ取得が必要だが、取得が難しく、また取得時間が長い。現地業者に頼むとかなりの高額となる。	新規		
3	日機輸	生産法人訪問時のアライバルビザ、APECカードの使用不可	・ジャカルタ近郊の日系企業において、入国管理局から「アライバルビザ及びAPECカードでは工場訪問は認められない」と指導を受けるケースが散見されるため、シングルビザを取得している。	継続	・会議目的のみである場合は、アライバルビザあるいはAPECカードでの入国を認めて欲しい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	印刷機械	Visa on Arrivalビザ運用の不明確	・客先工場もしくは宿泊先に警察官が待機している場合があり、商談で客先のオフィスに訪問しても、オフィスが工場敷地内という理由で、別のビザ扱いとされる場合がある。商談の一環（工事が目的ではない）で工場内に入場することも出来ない場合がある。	新規		
5	日機輸	支援ビザ取得義務、手続の煩雑・遅延	・日本人支援者（設備導入、設備改修、品質改善等）に労働許可取得が義務付けられており、時間的制約がある場合にタイムリーな支援に支障をきたしている。	継続	・左記の支援者に対する労働許可取得の免除を要望。	・政令NO.31
6	日機輸	恣意的な到着ビザ(VOA)の運用	・商用目的の到着ビザ（VOA：Visa on Arrival）についての情報が不明確、恣意的なVOAの運用がなされている。 ①情報源によって規定されている内容にばらつきがあり、分かりにくい。 【具体的な事例】 －在日以外のインドネシア大使館では商用利用もVOAでの入国が可能となっている旨記載されているにもかかわらず、在日インドネシア大使館HPでは到着ビザは観光目的の記載しかない。 ②商用目的の到着ビザでできることが限定されている。 【具体的な事例】 －工場へ立ち入る場合には無条件でビザが必要とされており、工場内での商談・視察程度であってもビザが必要。 －商業目的でのVOA運用が開始されたが、工場への立ち入りを含めてVOAでカバーされるのか、明確になっていない。	継続	・以下を要望する。 ①在日インドネシア大使館HPを更新して頂きたい。 ②工場内の商談・視察程度であればビザ無し、またはVOAでカバーできるようにして頂きたい。 商業目的でのVOAが工場への立ち入りを含めてカバーしているか明確にして頂きたい。 商用目的のVOAでできる範囲を拡大して頂きたい。 ③規定の統一とオペレーションの改善をして頂きたい。	・インドネシア外務省
7	日機輸	頻繁な就労許可（IMTA）の規定変更	・外国人労働許可証（IMTA）の取得が必要な渡航の定義及び手続きが頻繁に変更されるため、ビジネス上の問題が生じている。	継続	・政府として一貫した規定の運用をして頂きたい。	・インドネシア労働大臣令2015年第16号第16条
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	知的財産情報の開示不十分	・商標データベースに不備・欠落が多く、調査結果の信頼性が劣る。	継続	・データベースの精度を上げてほしい。	
2	日機輸	税関総局登録システムの登録要件	・税関総局登録システムへの登録は、インドネシアに所在する法人である権利者が行なうことになっており、インドネシアに現地法人を持たない権利者は税関登録ができないが、内国民待遇を定めるTRIPS協定第3条にも反する可能性がある。	継続	・インドネシアに所在する法人という登録要件を廃止し、インドネシアで知的財産権を保有する権利者として頂きたい。	・2017年度インドネシア共和国政令第20号第5条3項
3	日機輸	厳しい国内実施義務	・特許権者は、インドネシア国内において、その特許を実施する義務があり、特許付与から36か月以内にこの義務を果たさない場合、強制実施権設定又は裁判所決定に基づく特許取消の対象となり得る。	継続	・実施義務を廃止して頂きたい。特許権者に実施義務を課し、違反した場合には特許の取り消し等の対象とする規定は、主要特許庁にはなく特異である。発明の内容等によっては早期に特許発明を実施できない場合もあるので、権利者が実施義務を果たさない場合に、取り消し等の対象とされるのは酷である。 ・また、事務的にも、実施の有無の確認やその管理に過度な負担がかかっている。	・インドネシア特許法20条
4	自動部品	特許権者の特許国内実施義務の厳格	・特許権者の特許の国内実施義務に対する義務履行猶予申請の負担がある。 【実施の猶予申請】 2019年30号施行規則により、以下の決定がなされた。 －特許権者は、インドネシアにおける物の製造又は使用をする義務について、理由を付した申請の提出により最大5年猶予することができる。 －前記猶予の申請は、特許付与日から3年以内に提出しなければならない。 －大臣は前記猶予の申請を承認する場合、特許権者にその旨を通知する。 －前記義務の履行の猶予はその決定の日から与えられ、理由があれば更に延長可。 特許権者は、インドネシア国内において、その特許を実施する義務があり、	継続	・実施義務を廃止していただきたい。特許権者に実施義務を課し、違反した場合には特許の取り消し等の対象とする規定は、主要特許庁にはなく特異である。発明の内容等によっては早期に特許発明を実施できない場合もあるので、権利者が実施義務を果たさない場合に、取り消し等の対象とされるのは酷である。 ・事務的にも、実施の有無の確認やそ	・インドネシア特許法20条

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			特許付与から36か月以内にこの義務を果たさない場合、強制実施権設定又は裁判所決定に基づく特許取消の対象となり得る。		の管理に過度な負担がかかっている。	
5	日機輸	国内実施義務に対する義務履行猶予申請の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・【実施の猶予申請】2019年30号施行規則により、以下の決定がなされました。 一特許権者は、インドネシアにおける物の製造又は使用をする義務について、理由を付した申請の提出により最大5年猶予することができる。 一前記猶予の申請は、特許付与日から3年以内に提出しなければならない。 一大臣は前記猶予の申請を承認する場合、特許権者にその旨を通知する。 一前記義務の履行の猶予はその決定の日から与えられ、理由があれば更に延長可。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・規則2019年30号の猶予手続きは、企業等に負担が大きく、イノベーションと投資を停滞させる。現に日本の企業が猶予手続きについて負担が大きいと嘆いている。 したがって、義務履行猶予の申請手続きを不要にし、または簡素化頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の国内実施義務免除期間の延長手続きの詳細を公表 https://www.aoyamapat.gr.jp/news/1713
6	製薬協	安易な強制実施権発動の懸念を含んだ法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの改正特許法 (No.13/2016) には、強制実施権一般についての81条～92条に加えて、ヒトの疾患の治療のために国内で特許医薬品を製造する強制実施権の発動を許容する第93条が設けられた。2020年12月9日に公布されたMinistry of Law and Human Rights Regulation(No.30/2019)は、国内不実施を理由とする強制実施権の申立は国内実施義務の延期が許可されている場合には拒絶されることや、第93条の強制実施権は緊急事態の場合に限定されることが明確にされた。安易な強制実施権発動の懸念を払拭するため、特許法 (No.13/2016) 自体の改正が望まれる。 また、新型コロナウイルス感染症治療薬としてアビガン錠 (favipiravir) が注目される中で、インドネシア政府の要請に応じて特許権者が2020年3月以降、同政府指定の現地企業に緊急輸出を行い、9月の緊急承認以降は現地企業に製品を供給して協力しているにもかかわらず、2020年10月に同政府から109～120条に規定される政府による特許の実施を通知された。2021年11月26日にfavipiravir関連特許5件の3年間の政府による実施の大統領規定2021年第101号が公布された。同日にGilead社のremdesivir関連特許4件の政府による実施の大統領規定2021年第100号も公布された。Gilead社はインドネシアを含む127か国を対象にジェネリック企業9社にremdesivir関連特許のvoluntary licenseを許諾している。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく、特許を保護して頂きたい。 ・アビガン錠の政府使用への対応について、在インドネシア大使館及び関係省庁のいっそうの支援をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア改正特許法 No.13/2016 ・インドネシアMinistry of Law and Human Rights Regulation(No.30/2019) ・大統領規定2021年第101号 https://setkab.go.id/en/president-jokowi-issues-regulation-on-implementation-of-favipiravir-drug-patent/ ・大統領規定2021年第100号 https://setkab.go.id/en/govt-issues-regulation-on-patent-implementation-for-remdesivir-medicine/
7	日機輸	特許査定時および拒絶査定時の分割出願不可	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人は、特許査定時および拒絶査定時に分割出願することができず、査定後に適切な特許権獲得のための手段が限られる場合がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・特許査定時および拒絶査定時に分割出願できるようにして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア特許法第126条、第128条
8	時計協	特許更新審査の遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の更新期限になっても認可されないなど審査が非常に遅い。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・審査促進をしてもらいたい。 	
9	日機輸	特異な特許年金の支払期限	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の支払期限が保護期間の出願相当日の1か月前と規定されているが、出願日や登録日が支払期限として規定されている米国や欧州、中国等、他の主要国の支払基準と異なるため年金管理の負荷が大きい。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の支払期限を出願相当日として頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア特許法第126条
10	日機輸	特許維持年金についての不明瞭な過去分債務請求	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に、保有特許について年金不払いによる放棄をした出願人に対し、インドネシア特許庁が未納年金の債務があるものと認識し、出願人に支払い請求をしている。しかし、対象特許が不明確であり、また特許庁が未納と認識する年金の額についても不明確であるため、出願人として正確な債務・リスクを把握できない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・明らかな未納分の年金については支払うべきものであるが、過去分の年金を支払う手続き・窓口については明確になったが、対象特許の特定や、インドネシア特許庁が未納と認識する年金の額の明示や法規則、手続きの明確化は未だ改善されていない。当社から当局には再々度の未納納付指令を出さないよう要望はした。是非、明確化を進めて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア特許 未納年金に関する庁通知 https://shigapatent.com/topics/%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%89%e3%83%8d%e3%82%b7%e3%82%a2%e7%89%b9%e8%a8%b1-%e6%9c%aa%e7%b4%8d%e5%b9%b4%e9%87%91%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%ba%81%e9%80%9a%e7%9f%a5/

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	時計協	商標不使用取消し手続の立証の困難	・商標不使用取消し手続においては、請求側が相手側の「不使用」を立証しなければならないとされているが、「使用」の立証はできても「不使用」の立証は困難である。	継続	・請求側の立証義務をなくして欲しい。 ・多くの国のように、被請求人が「使用」を立証するような制度を望む。	
12	医機連	安易な第三者試薬の販売	・当社は原則として専用装置・試薬にて検査品質を保証しているため、例えば優遇策により現地産のジェネリック試薬などが普及する可能性を強く懸念している。	継続	・検査品質保証の観点から、ジェネリック試薬の許可を慎重に行って頂きたい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	工業規格・安全認証(SNI)取得の煩雑・遅延	・工業規格・安全認証(SNI)の承認を得るため輸出元工場の安全規格検査で、頻繁に中国等への出張要請がある。 SNI取得自体も、上記出張監査も含めて2か月超という非常に長いリードタイムを要する。 このSNIの適用対象品目が拡大傾向になり、2012年度からはエアコン、冷蔵庫、洗濯機等の大型商品も対象となってくる。これら大型商品だけではないが、監査対象に製造現場の視察も当然含まれるが、新商品等の場合は発売の数ヶ月前に監査を受けることが困難な場合がある。しかしながら、SNI対象品目でありながら認証を取得していない場合、輸入・通関自体が出来ない為、その他の各種ライセンス取得や営業サンプル輸入が滞り、新商品立上が思い通りの期日までに実施できないリスクが想定される。 政府は安全認証(SNI)の新しい規制を準備中で、輸入や販売活動への影響が懸念される。 2021年12月17日付でSNIマーク使用製品証明(SPPT-SNI) 監査の海外への割り当てを指示した産業省標準化・産業サービス政策庁(BSKJI)のレター No.B/1027/BSKJI.4/IND/XII/2021を参照すると、1工場のみが許可された。ブレンダー、ミキサー、ジューサー、炊飯器、電気ケトル、水中給湯器、ウォーターディスペンサーなどの小型家電製品に対する新しいSNI規則が発行された。	継続	・要望としては、特に新商品立上に際して長大且つ不安定なリードタイムを要するようになるため、これを現実に即した基準・手順とする働きかけを実施頂きたい。 ・新しい規制についての早急な情報開示。	・ Water Pump: SNI 04-6292.2.41:2003 ・ Electric Iron: SNI 04-6292.2.3:2003 ・ CRT TV: SNI 04-6253:2003 ・ Tax Treaty Regulation ・ BSKJI's Letter No.B/1027/BSKJI.4/IND/XII/2021 ・ MINISTER OF INDUSTRY OF REPUBLIC OF INDONESIA REGULATION NUMBER 58 YEAR 2020
2	日機輸	安全規格K3L認証テストレポートの不合理	・安全規格K3Lの認証テストレポートについて： －認証テストは原則インドネシア国内での実施だが、国外でのテスト機関使用も認められている。しかしながら、「インドネシア語でのテストレポート提出」が義務付けられているため、現実的に国外テスト機関使用は不可能。 －国際的な製品安全性試験結果レポートであるCBレポートすら、認められていない。 －CBレポートはK3L内容を包括しているにも関わらず「インドネシア語でない」という理由だけで受領拒否される。 インドネシア認証機関はもっと国際的になるべき。	継続	・K3L内容を包括する国際製品安全性試験結果レポートの受領を認める。	・K3L
3	日機輸	異なる担当省庁の認証の同時取得の煩雑	・安全規格SNIとエナジーラベル規格SKEMの同時取得プロセスについて、現時点で両認証の取得必要なのはエアコンで、近い将来に冷蔵庫、扇風機が対象となる予定。 SNIとSKEMは担当省庁が異なるため、認証申請手続きに時間がかかる。テスト機関での認証テストは平行に進めることができるが、省庁へのSKEM認証申請はSNI認証取得後にしかできないため、認定取得に時間がかかる(テスト終了後、SNI認証取得までに2週間、さらにそこからSKEM認証取得までに1カ月の時間がかかる)。 エアコン(EERからCSPFへの変更)、冷蔵庫、炊飯器、扇風機などの製品を管理する新しいSKEM規制がある。テレビのSKEM規制は、現在も議論中である。	継続	・SNIとSKEMの担当省庁間で連携し、同時取得の場合は申請手続きを同時に進めることができるようにプロセス簡略化。	・SNI ・SKEM ・The Minister of Energy and Mineral Resources Republic of Indonesia Decree Number: 103.K/EK.07/DJE/2021; 113.K/EK.07/DJE/2021; 114.K/EK.07/DJE/2021; 115.K/EK.07/DJE/2021
4	製薬協	審査基準の特異な要求、対応の困難	・薬事審査において国際基準、ICH基準のみならず、ASEANガイドラインと比較しても特異な要求が多い。 原薬の製造所や製法変更の際に原薬安定性のみならず製剤安定性が求められ、変更実施時期が大幅に遅れる。	継続	・審査基準の国際標準化。 ・その他のアセアンと同様にASEAN Variation Guidelineに則りコミットメント・レターのみで可としてほしい。	
5	製薬協	各審査トラツ	・①簡略審査パス120WDのものは160WDほどで承認されたが、通常審査	継続	・①各審査トラックの規定時間を遵守	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	經由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		クの規定時間の不遵守	300WDパスのものは500WD経っても審査中。 ②簡略審査120WDでは日本も参照国となったが、包装場所が日本承認品と異なるだけで300WDパスに指定されうる規定となっている。これは現地化推奨とも相反する要求である。		頂きたい。 ・②製剤の製造所が日本承認品と同じである限り包装サイトに関わらず簡略審査120WD対象として審査して欲しい。	
6	日鉄連	鉄鋼製品への強制規格の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年1月1日、建設向け亜鉛めっき鋼板の強制規格化を実施。 ・2009年5月6日、厚板を含む熱延鋼板類の強制規格化を実施。熱延鋼板類に関しては、自動車用途、電機・電子用途、1.8mm未満もしくは25mm超などの製品については、工業省の認可があれば除外。 ・2009年7月6日、亜鉛アルミめっき鋼板の強制規格化を実施。 ・2010年10月11日、ブリキ、形鋼、撚り線、PC鋼線に対する強制規格導入をWTO TBT通報。 ・2011年6月1日、冷延鋼板類の強制規格化を実施。SNI規格と異なる仕様を有している鋼材、自動車とその部品産業、家電品・電機電子とその部品産業向けの原材料として利用される鋼材は、工業省の技術的判断書を取得することを要件として、本制度の適用を受けないことを規定（適用対象外リストとして別表に日本鉄鋼連盟規格や、一部のユーザー規格・メーカー規格を記載）。 ・2012年2月21日、形鋼の強制規格化を実施。 ・2014年12月3日、棒鋼の強制規格化を実施。 ・2015年1月20日、厚板を含む熱延鋼板類の新テクニカルガイダンスを施行。自動車用途、電機・電子用途、板厚1.2mm以上1.8mm未満もしくは25mm超などの製品については、工業省の認可があれば除外。 ・2016年8月22日、水配管用鋼管（めっきなし/あり）の強制規格化を実施。 ・2017年1月6日、冷延ステンレス鋼板に対する強制規格導入をWTO TBT通報。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の撤廃。 ・手続き（除外制度を含む）の明確化・簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業大臣規定 ・テクニカルガイダンス
7	製薬協	ハラール規制適用の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品を対象とするハラール規制は、2034年まで延期されたが、全製品をハラール対応するには費用と時間がかかる。 ハラール認証を得るには多くのハードルと弊害： <ul style="list-style-type: none"> 一既存の製造施設とは別の生産ライン増設。多くの原材料があり、ハラール認証された原材料の代替品を見つけるのが困難。 一切替には時間が掛かり、コスト増、薬価上乘せの結果、医薬品アクセスを阻害。 一医薬品流通のステークホルダーへ混乱と負荷。 一市場ではeカタログ等の入札時にハラール認証取得品が優位。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、健保並びにドラッグロス回避した患者早期アクセス確保の観点からハラール規制適用免除を恒久化して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Halal Product Assurance (UU Jaminan Produk Halal No. 33/2014)
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	電機工	排ガス規制の罰則整備の遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所からの排ガス規制が厳格化され、罰則が適用されると発電所運営者から聞いているものの、規制を作成する省庁側の調整が遅々として進んでいない。初期検討は行なうものの、そこから案件実現化までの道のりが長い。 	新規		
2	電機工	カーボンニュートラルに向けた法制度の未整備・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアは国としてカーボンニュートラルを掲げており、石炭火力発電所でのバイオマス混焼を有効策として考えている。しかし、実情はバイオマス燃料価格は熱量ベースで石炭価格と同等以下（緩和される見込み）という規定があり、バイオマス燃料の導入が進まない。目標はあるものの、それを実現するための法規制の整備が遅れている。 	新規		
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	法制度・規制の頻繁で突然の変更・周知不足	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨使用規制、非居住取締役労働許可・入国VISA取得免除・損害保険タリフ等の多くの法制度・規程が近年も変更されたが、突然の変更も多く、また執行機関への徹底が不足しており担当者により解釈に差異あり。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・外資企業及び担当執行機関への十分かつ妥当な説明と導入までの時間的余裕を確保して頂きたい。 	
2	日機輸	法的根拠不明	<ul style="list-style-type: none"> ・地方政府による根拠に乏しい法令適用。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・中央政府省庁による法令解釈に関する 	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年法律第28号

※經由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		不動産取得税の納付要請	株主・社名変更をトリガーとした不動産取得税納付要請。 インドネシア国外で実施された株主変更、且つ法人番号の変更がない社名変更の際に所有する土地が売買に該当するとして地方政府が不動産取得税の納付を要請。		る通達を発行し地方政府による法令適用の均一化。	
3	日機輸	契約・覚書でのインドネシア語の使用義務	・2009年7月9日、Law No.24において、インドネシア法人との契約は、インドネシア語を使用することが義務付けられ、2015年8月、インドネシア最高裁判所は、英文契約書のみで締結されたローン契約が当該義務に反し無効であるとしたジャカルタ高等裁判所の判断を支持する判決を出した。 法令・判決を踏まえ、英文契約はインドネシア語での併記を原則としているが、本体国際契約で使用する言語は当事者間の自由に委ねられるべき。インドネシア文の不必要な外注コストを含めた負担が生じる。	継続	・インドネシア語の使用強制制度の撤廃を望む。もしくは、併記は任意として頂きたい。	
4	日機輸	建設ライセンス制度変更の準備不足	・インドネシア国内で建設工事を請け負うために取得必要な建設ライセンス制度が変更されたが、申請時に求められる技術者・実務経験の資格試験の開催も遅れている等、制度変更に対する運用が追い付いていない。	変更	・制度変更にあたっては実務的な手続きが適切に整備された上で実行されたい。	
5	日機輸	規制の不確実性と過度の政府規制	・インドネシアの規制は異なる解釈が可能で、不確実性あり。 いくつかの改革が実施されているが、インドネシアにおける税金、免許、税関の管理は依然不透明。 多くの規則は煩雑であり、また新たな規制の実施、現場への徹底に相当の時間が必要なため解釈に齟齬が発生。	継続	・規制の簡素化。数を減らすだけでなく、透明化が必要。 ・また、要求事項、担当機関、必要な期間、費用に関する一般情報公開の実施。	
6	日機輸	異なる事業番号登録から生じるリスクの不明確	・OSS (Online Submission System) システム登録にある法務人権省 (AHUシステム) とBKPMシステムへのKBLI (インドネシア事業分野基本分類) 番号の登録を1年以内に2017年版に一致させないとNIB (事業基本番号) が凍結され、事業が継続できなくなると公布された。各所に問い合わせをしたが、リスクがあるとの回答のみで、実際に停止となるか不明確なままだった。	継続	・事業継続の凍結はリスクのため最優先で対応を行ったが、実際に期限を越えても問題なかったとの声も聞き、期日は明確にしてもらいたい。	・OSS (Online Submission System)
99. その他						
1	自動部品	外資企業による土地保有制限	・土地保有はインドネシア国民(個人)のみ認められ、法人は個人から利用権を取得する形態。会社対個人のやり取りとなり、トラブルになるリスクあり。	継続	・土地保有制限の緩和。	